

Ⅳ 両市立病院に対する一般会計負担の考え方

1 経費の負担の原則

地方公営企業法では、(1)その性質上、当該地方公営企業の経営に伴う収入を持って充てることができない経費及び(2)当該地方公営企業の性格上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費については、一般会計等において負担するものとされています。

また、一般会計が負担（繰出）する経費の基本的な考え方は、「地方公営企業繰出金（国基準）」として示されています。

地方独立行政法人法においても、同様に「財源措置の特例」として設置団体の負担が規定されています。

2 両市立病院への負担（繰出）の考え方

一般会計から繰出する経費については、国基準に該当する経費のほか、地域医療に必要な医療等を確保するための経費で、収入を持って充てることが出来ないもの、また、収入のみをもって充てることが、困難なものについて、国基準外（市基準）として繰出しを行います。

(1) 国基準

国の基準	千葉市の繰出
救急医療の確保に要する経費	○
保健衛生行政事務に要する経費	○
院内保育所の運営に要する経費	○
病院の建設改良に要する経費（建設改良費及び企業債元利償還金等）	○
へき地医療の確保に要する経費	
結核病院の運営に要する経費	
精神病院の運営に要する経費（合併症を含む）	○
リハビリテーション医療に要する経費	○
周産期医療に要する経費（産科医療、未熟児医療等）	○
小児医療に要する経費	○
公立病院附属看護師養成所の運営に要する経費	
公立病院附属診療所の運営に要する経費	
高度医療に要する経費	○
経営基盤強化対策に要する経費	
不採算地区病院の運営に要する経費	
医師及び看護師等の研究研修に要する経費	○
保健・医療・福祉の共同研修等に要する経費	
経営健全化対策に要する経費 *「第5次病院事業経営健全化措置について」（平成14年4月19日付総経第103号）に基づく経営健全化計画による不良債務解消のための繰出しに要する経費	

国の基準	千葉市の繰出
病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費	○
自治体病院再編に要する経費	

(2) 国基準外（市基準）

ア 臨床研修医受入に伴う経費（両病院）

優秀な医師の育成、確保は、地域の中核的な病院としての役割であり、また、事業の性格上病院収益を充てることが出来ないことから、繰出しを行う。

イ 看護師の確保に要する経費（両病院）

看護師を養成するため、積極的に実習生を受入れることは、公的病院としての役割であり、この事業に係る費用については、病院収益を充てることが出来ないことから、繰出しを行う。

ウ 感染症医療に要する経費（青葉病院）

第二種感染症指定医療機関の運営に対し、収入のみをもって充てることが困難な経費について繰出しを行う。

エ 在宅支援病床の運営に要する経費（青葉病院）

地域の医療機関と連携し、在宅療養患者の支援をするものであり、高齢化が進展するなかで、重要な役割を果たしており、収入のみをもって充てることが困難な経費について繰出しを行う。

オ 歯科医療の運営に要する経費（青葉病院）

地域の歯科診療所では対応が困難な患者を対象としており、国基準の高度医療と同様の考え方にに基づき繰出しを行う。

カ その他の経費（両病院）

病院の経営基盤の確立及び医師確保につながる待遇改善等に係る経費について繰出しを行う。